

令和5年2月16日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟

会長 世耕弘成
幹事長 柴山昌彦
事務局長 三宅伸吾

ひとり親が養育費などをしっかり手にできる 支援拡充策の早期実施の要望

現 状

原則、法テラスや弁護士などの助けを得て、元配偶者などから養育費の支払いを受けられても、弁護士報酬等の支払いで子育て費用が目減りする。

支援拡充策の概要

民事法律扶助の拡充を求める当議連の要望を受け、法務省・日本弁護士連合会・法テラスが協議に入り、このほど合意（合意内容の全体は添付資料）。具体的には例えば、生計が困難であり、中学生以下の児童を抱えるひとり親が法テラスを利用した場合、弁護士報酬等の支払を免除し、これを国が負担することとする。（上記を含めた拡充策について、令和6年度実施に向け、法務省が関係規定の改正作業等に着手）

議連の要望

ひとり親が目減りすることなく養育費などを子育てに使えるようにすべき。そのため財政支援は政府が掲げる「最も有効な未来への投資」であり、これを含めた法務省等による上記の合意内容は当面の措置として妥当だと考える。

そのうえで、下記2点を政府に求める。

- ① 政府が最重要政策と位置付ける「こども・子育て政策」として、予備費の活用も視野に、上記合意内容を令和6年度を待たず、一刻も早く実施すること。
- ② 政府は子育て支援の一層の拡充に向け、更なる検討を加速すること。

以上